

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度末自己評価結果 (対象期間: 令和5年4月1日~令和6年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載) 目標達成予定期間	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようにことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
												定量的	定性的					
地方の取組								地方の取組										
○	一者応札及び随意契約の改善	【一者応札の改善】 ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまるこのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和5年度中	A	H27	一者応札の改善方策として ・ 入札案件の周知 ・ 調達時期の見直し ・ 仕様の見直し ・ 公告期間の延長 について重点的に取り組み、その効果について測定した。	A	・令和4年度中に一者応札となり、令和5年度中に同種の入札があつたもののうち約22%の契約で一者応札が解消された。 <一者応札解消件数(総数)> 令和5年度年末 38件(176件) (解消率 21.6%) 令和4年度年末 50件(180件) (解消率 27.8%) → 令和4年度比△6.2%	-	・各種改善方策により、新規応札業者が増加し、競争性が向上した。	-	・複数年にわたって一者応札が継続している案件であって、改善が困難な案件が多数見受けられる。 ・物価や人件費の高騰、コロナ禍における製品の確保などにより業者が限定され、一者応札となる場合がある。	・案件に応じ、入札案件の周知、時期の見直し、仕様の見直し等、多面的な観点からの検討を根気強く継続していく必要がある。 ・情報収集に努めるとともに、新規業者の開拓を継続して実施していく必要がある。 ・準備期間が不足したため応札を見合わせた業者があったため、早期に公告することにより公告期間、契約締結日から履行開始日までの期間を充分に確保する必要がある。	
			【入札案件の周知】 ・過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。	A	H27	-	-	-	-	・一者応札解消件数 31件 ・削減金額(予定価格比) 116,702千円	-	・新規参入業者が受注するなど、例年同種の契約を締結している案件でも、従前の業者との競争性が高まった。 ・公告と併せて、入札参加資格確認資料、様式等をホームページ上に掲載することにより、入札参加資格確認資料を受領するための来庁が不要になり、応札者の負担が軽減され参入しやすい環境となっ	-	・入札参加資格の取得方法等の説明が必要な業者がいることが判明した。	-	・入札説明会を実施する等、入札参加手続きや仕様等について応札希望業者に対し十分な説明を実施する必要がある。		
			【調達時期の見直し】 業務に支障の無い範囲で過去の事後審査等で把握した業者の繁忙期等を避けた調達時期とすることで、応札業者の参加意欲の向上を図った。	A	H27	-	-	-	-	・一者応札解消件数 2件 ・削減金額(予定価格比) 2,816千円	-	・複数業者からの応札があり、競争性が高まった。	-	・不定期なもの、突発的な契約等には対応できない。	-	・案件ごとに適正な調達時期を不斷に見直していく必要がある。 ・外的要因についても検討する必要がある。		
			【仕様の見直し】 同等品等の参入機会を拡大するため、仕様要件について、緩和可能な箇所がないか要求原課に精査を行う。履行範囲が広範すぎる場合は範囲を限定する等の仕様の見直しを実施し、応札機会の拡大を図った。	A	H27	-	-	-	-	・一者応札解消件数 3件 ・削減金額(予定価格比) 718千円	-	・仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。 ・入札実施期間を前倒しすることで十分な納期を確保できる仕様に見直すことができた。	-	・仕様の見直しにあっては、競争性の確保と実効性の確保について十分に検討する必要がある。	-	・過去に見直しを行った案件であっても、業者からの聞き取りや調達により達成すべき目的の精査を行うことにより、仕様上の改善点等を発見することができる。		
			【公告期間等の延長】 公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。	A	H27	-	-	-	-	・一者応札解消件数 2件 ・削減金額(予定価格比) 6,599千円	-	・公告期間を従前よりも延長することで業者の検討・準備期間に余裕が出るため、業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。	-	・公告期間等の延長により新規参入業者の増加の可能性があるかどうか、事前に効果を検討する必要がある。	-	・コロナ禍では納期を通常よりも長く要する場合等があるため、業者からの聞き取りに基づき適正な納期を設定する必要がある。		
			【少額随意契約の改善】 ・少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	A	H27	・前年度におけるオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	令和4年度中	A	H27	・少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	・全119官署のうち、111官署でオープンカウンター方式を導入し、合計1,998件で採用した。 <実施数> 令和5年度末 111官署・1,998件 令和4年度末 111官署・1,887件 → 令和4年度末比 + 111件	-	・競争性・透明性が向上した。 ・新たに官公需対象の業者や遠隔地の業者等からの応札があった。 ・業者選定の手間が省ける等、見積書微取に係る事務の簡素化が図られた。 ・従来からの実績業者に対しても競争意識を持たせる効果があった。	-	・業者の目に触れることが大前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて継続的に周知を図る必要がある。 ・公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。 ・新規参入業者の増加に伴い、履行能力の有無の判断に迷う者からの問合わせも増えており、確認作業に時間を要している。	-	・制度の浸透を図るため各種機会を通じて業者に周知するほか、計画的な調達が可能な案件については、公告時期を一定にする、複数案件をまとめて公告するなど検討する必要がある。 ・業者が案件掲載しているホームページを定期的にアクセスする習慣がないことから、積極的に声掛けを行う必要がある。

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようにことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
○	調達改善に向けた審査・管理の充実	【一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化】 <ul style="list-style-type: none">・同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。・一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。・一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。			A	H29	<ul style="list-style-type: none">・対象案件がある全所属による実施を目指す。・高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。	令和4年度中	A	H29	<p>【事前審査】<ul style="list-style-type: none">・継続して一者応札となっている契約案件を中心に対応可能業者の調査、参入可能性、仕様要件及び入札参加資格要件等について、要求原課と検討を行った。</p> <p>【事後審査】<ul style="list-style-type: none">・入札説明会に参加したものうち、入札を辞退した業者に対するアンケート票・聞き取り調査等を実施し、次回契約の参考とした。・業者からの聞き取り結果等を参考に、要求原課との検討会を実施した。</p> <p>【一者応札一覧表の公表】<ul style="list-style-type: none">・一者応札案件について一覧表を作成し、ウェブサイトで公表する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none">・15官署において28件の事前審査を実施した。 ＜実施件数＞ 令和5年度末 15官署・28件 令和4年度末 17官署・29件 →令和4年度末比 △2官署・△1件・58官署において155件の事後審査を実施した。 ＜実施件数＞ 令和5年度末 58官署・155件 令和4年度末 69官署・164件 →令和4年度末比 △11官署・△9件・アンケートの実施 12官署 ・業者からの聞き取り 61官署 ・要求原課との検討会実施 10官署 ※上記3つの中には重複する官署があるため実施官署数と異なる。・全119官署のうち、49官署において一者応札一覧表を作成し公表した。 ・21官署で今後公表予定 ・33官署は対象案件なし	-	<ul style="list-style-type: none">・一者応札となっている要因、参加可能業者の調査、仕様要件等について要求原課と検討を実施し改善に向けた各種方策を実施できた。・審査の結果、入札参加資格等級の緩和や声かけを実施したが、結果的に一者応札となった案件があった。・過去の実績金額等から入札参加を辞退する業者がおり、一者応札が継続している場合がある。・仕様書の内容が業務内容と異なったため入札参加を辞退する場合がある。・既存設備改修工事等で、他社製品を改修することが遅延され、新規参入の障害となっている場合がある。	<ul style="list-style-type: none">・特殊な資機材の調達に係る契約では、仕様上の要件が厳しく、仕様の見直しが困難であることから、結果的に入札参加者が限られる場合がある。・審査の結果、入札参加資格等級の緩和や声かけを実施したが、結果的に一者応札となった案件があった。・事後審査において分析した案件については、当該要求原課だけではなく、他課へも情報提供を行い、類似契約の見直しに活用する。・仕様内容が分かりやすいよう件名を工夫する。	<ul style="list-style-type: none">・一者応札となる蓋然性が高い専門的な契約については、公募等を活用し、潜在的な取扱可能業者の発見に努める。・近隣所属で契約実績のある有資格者に声かけするなど引き続き新規参入への取組を実施していく必要がある。
○	調達事務のデジタル化の推進	【調達事務のデジタル化】 <ul style="list-style-type: none">・見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。		A	R4	<ul style="list-style-type: none">・対象案件がある全所属で実施を目指す。	令和4年度中	A	R4	<p>【調達事務のデジタル化】<ul style="list-style-type: none">・契約等の手続きにおいて、業者から微取する見積書等について押印を省略する。・見積書等について、電子メール等による微取を可能とする。</p>	A	<ul style="list-style-type: none">・全119官署のうち、全官署において見積書等の押印省略を実施した。・全119官署のうち、111官署において電子メール等により見積書等（見積書、請書、支払請求書、納品又は役務の完了を確認する書面）を微取している。・全119官署のうち、7官署において入札説明等をオンライン等で実施した。	-	<ul style="list-style-type: none">・メールによる見積書等の提出を可能とすることで、来庁に伴う業者の負担軽減及びコロナ感染リスクの軽減ができた。・遠方の業者については、入札説明書一式を電子メールに送付し、留意点を電話で説明し、業者の来庁する負担を軽減できた。	-	<ul style="list-style-type: none">・書類等を期限内に提出するため、メール等により早期に入札説明書を入手できるよう要望する業者がいた。・情報セキュリティの関係上、外部とやりとりできる端末が限定される。	<ul style="list-style-type: none">・書類の押印省略や見積書等のメールでの提出について、業者に対し広く周知していく必要がある。

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

- ・A+：効果的な取組
- ・A：発展的な取組
- ・B：標準的な取組

【進捗度】

以下の指標に基づき進捗度を記載。

- ・A：【定量的な目標】目標進捗率90%以上

【定性的な目標】計画に記載した内容を概ね実施した取組

- ・B：【定量的な目標】目標進捗率50%以上

【定性的な目標】計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等（他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等）との調整を行った取組

- ・C：【定量的な目標】目標進捗率50%未満

【定性的な目標】何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

令和5年度調達改善計画		令和5年度年度末自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）																									
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)																									
		定量的	定性的																								
[共同調達等の有効活用] ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。	継続	<p><一括調達></p> <ul style="list-style-type: none"> 「庁舎管理用消耗品」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施した。（契約は前年度と同事業者。） <table> <tr><td>R4</td><td>R5</td><td>(増減)</td></tr> <tr><td>トイレットペーパー</td><td>50円</td><td>62円 (+ 12円)</td></tr> <tr><td>蛍光灯(Hf)</td><td>465円</td><td>460円 (△ 5円)</td></tr> <tr><td>蛍光灯</td><td>445円</td><td>715円 (+270円)</td></tr> </table> 「複写機用用紙」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施した。（契約は前年度と同事業者。） <table> <tr><td>R4</td><td>R5</td><td>(増減)</td></tr> <tr><td>A 4</td><td>1,203円</td><td>1,708円 (+505円)</td></tr> <tr><td>A 3</td><td>1,444円</td><td>2,050円 (+606円)</td></tr> <tr><td>B 4</td><td>1,819円</td><td>2,583円 (+764円)</td></tr> </table> 	R4	R5	(増減)	トイレットペーパー	50円	62円 (+ 12円)	蛍光灯(Hf)	465円	460円 (△ 5円)	蛍光灯	445円	715円 (+270円)	R4	R5	(増減)	A 4	1,203円	1,708円 (+505円)	A 3	1,444円	2,050円 (+606円)	B 4	1,819円	2,583円 (+764円)	
R4	R5	(増減)																									
トイレットペーパー	50円	62円 (+ 12円)																									
蛍光灯(Hf)	465円	460円 (△ 5円)																									
蛍光灯	445円	715円 (+270円)																									
R4	R5	(増減)																									
A 4	1,203円	1,708円 (+505円)																									
A 3	1,444円	2,050円 (+606円)																									
B 4	1,819円	2,583円 (+764円)																									
<p><令和5年度末新規項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 3項目新規追加（2官署） ・レンタカーの利用業務 ・廃棄文書処理業務委託 ・警察職員等表彰副賞品購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の負担軽減、業務効率化を図ることができた。 ・他官庁の担当者と共同調達の事前調整を行うことで、他契約についても情報交換を実施することができた。 																										
[クレジットカードの利用] ・少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱水費等の公共料金の支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大を図る。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度では、書籍の購入において1件の取引を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードを利用したインターネット取引を実施することで手続の効率化が図られた。 																								
		<p><令和5年度末></p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費、ETCカード利用料の支払いに活用した。 実施官署…9官署（令和4年度末8官署） 																									
[政府調達セミナーの開催] ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。	継続	—	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省主催(R5.6.13開催)の政府調達セミナー（オンライン）に参加した。 ・警察庁独自の政府調達セミナーについて、集合形式での開催は見送り、希望者に対して資料配付を行い新規事業者の参入促進を図った。 																								
[特定調達契約審査委員会の審査] ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るために、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度において、本府分91案件(約208.4億円)、地方分32案件（約85.8億円）について特定調達審査委員会を実施し、随意契約理由の適否や公募実施の要否等について審査を行い、随意契約の適正な運用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であっても公募を実施することで、常に競争参加の機会を設けていく。 																								
[人材育成] ・警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。	継続	—	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導等において、調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。 																								
		—	<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部及び警察署の会計職員を対象としたオンライン会計実務研修を実施し、会計業務スキル向上や調達改善の意識向上を図った。 																								

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】

意見聴取日【6月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
・令和5年度年度末の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策についてまして、ご意見をお聞かせください。	<p>新規事業者への声かけ、仕様の見直し、入札不参加者へのアンケート結果の分析等により一者応札の改善に取り組んでいること、一者応札となった案件について競争性を確保する努力が行われていること等を高く評価したい。引き続き取り組みを進めていただきたい。</p> <p>調達事務のデジタル化や、人材育成を通じた専門性の涵養にも引き続き一層力を入れていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一者応札案件等については、引き続き事前・事後審査を実施するなど個別の案件に応じた要因究明を行い、改善に向けた取組について多角的な視点から検討を進めてまいります。 地方支分部局への電子調達システムの導入について運用拡大を図る等、引き続き調達事務のデジタル化を推進してまいります。

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【6月7日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
・令和5年度年度末の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策についてまして、ご意見をお聞かせください。	<p>本庁における公募の活用において、件数の増加そのものも評価すべきものですが、更に、40件と契約金額が初回提示額を上回る件数が大幅に増加するなど、大きな成果を上げています。</p> <p>その他の施策についても、単純に件数のみの比較ではなく、落札価格がどのくらい削減できたかといった、実際の効果についても計測していただきたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の自己評価結果を踏まえ、今後も引き続き本庁及び地方が一体となって調達の改善に向けて継続的に取り組んでまいります。 件数以外の削減額、例えばオープンカウンター方式による削減額について算出可能かも含め、今後検討してまいります。

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】

意見聴取日【6月7日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
・令和5年度年度末の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策についてまして、ご意見をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> 一者入札及び随意契約の改善に努力されたこと、特に、随意契約に移行する場合の公募の活用において、前年比で大きな成果が得られたと理解しています。引き続きご努力ください。その他、上半年の際に述べた感想と同様です。 政府調達セミナーの開催については、開催したとの記載はあるものの、それに対応する成果の記載がみられません。具体的にどのような成果があったのかをお知らせください。 クレジットカードの利用については、その目的を再度明らかにして、その目的達成を踏まえた利用促進活動の工夫が必要ではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も案件に応じた調達改善の取組を継続し、実効性のある調達改善計画の推進に努めてまいります。 政府調達セミナーの開催により、物品サービス、電気通信機器、コンピュータ関係の調達案件について、事業者へわかりやすく案件周知出来たことが成果として挙げられます。 公共料金（電気料金及び水道料金）等の支払において、事業者の都合で振込による決済ができない案件のうち、クレジットカード決済が可能なものについて、複数の支払を集約化することにより業務の効率化を図る目的で利用促進を進めていることから、今後も引き続き、多角的な視点から検討を進めてまいります。